

神戸拘置所における被収容者凍死事件についての会長声明

本年9月8日、神戸地方裁判所は、2006年（平成18年）1月7日に神戸拘置所（神戸市北区）の房内で当時29歳の男性が死亡した事件について、死因は凍死であり、刑務官らには被収容者の生命及び身体の保持に努める注意義務に違反した過失があるとして、国に損害賠償を命じる判決を言い渡した。

刑事施設内での凍死事例は、過去にも昭和51年2月に大阪拘置所で発生し国の責任が認められた事件（大阪地判昭和58年5月20日）があり、本件発生後においても平成20年2月に大阪刑務所で凍死が発生したと同刑務所視察委員会が報告を受けている。

現代日本の刑事施設で被収容者が凍死するなどという悲劇があってはならず、ましてや繰り返されてはならない。

国は、刑事施設内で凍死が発生した事実を重く受け止め、凍死を防げなかった経過を真摯に検証し、原因のさらなる究明と再発防止に向け、刑事施設の運用改善に真剣に取り組むべきである。熱中症対策等も同様である。

また、判決によれば、男性は凍死の10日以上前から寒さや体調不良による苦痛を訴える多数の日記を残しており、凍死前日からは身動きできない状態となり、医師の診察にも全く反応しなかった様子が認定されている。このような状況で男性を救えなかった神戸拘置所の医療処遇には問題があると言わざるを得ない。

刑事施設においても一般社会と同水準の医療が保障されることは刑事被収容者処遇法その他法律上の要請である。国は、刑事施設における水準的な医療を確保するとともに、カルテ開示の制度化などにより検証可能性を保障すべきである。

本件では監視カメラの映像記録が真相究明に大きな役割を果たしている。

平成14年に発覚した名古屋刑務所の刑務官による受刑者に対する暴行致死傷事件を契機に、「国民の目が届き、国民に理解され支えられる刑務所」（行刑改革会議提言）を目指して刑事被収容者処遇法が制定された。刑事施設は視察委員会や弁護士会人権擁護委員会など責任ある第三者機関に積極的な説明責任を果たすべきである。従前の密行主義から「開かれた刑務所」への改革の着実な実行が、今なお求められている。

2011年（平成23年）9月12日

兵庫県弁護士会

会長 笹野哲郎